二　（略）
三　変更の内容
四　（略）
2　法第七条第一項の規定による変更の登録の申請は、別記様式第十一号による申請書を提出してしなければならない。
3　法第七条第一項の農林水産省令で定める資料は、第二条第一項各号に掲げる資料のうち、法第七条第一項の規定による申請に係る変更の内容に関連するものとする。ただし、当該申請に係る農薬の使用方法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出することを要しない。
4　第三条、第五条及び第七条の規定は、法第七条第一項の規定による変更の登録について準用する。

（再評価の申請等）
第十二条　法第八条第一項（法第三十四条第六項において同じ。）の規定による再評価を受けようとする者は、法第八条第三項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の資料を提出する際に、併せて別記様式第十二号の申請書を提出しなければならない。
2　第三条、第五条及び第七条の規定は、法第八条第一項の規定による再評価について準用する。

（再評価の実施期間）
第十三条　法第八条第二項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める期間は、概ね十五年とする。

二　（略）
三　適用病害虫の範囲（法第二条第二項第三号の適用病害虫の範囲をいう。以下同じ。）又は使用方法の変更の内容
四　（略）
2　法第六条の二第一項の規定による変更の登録の申請は、別記様式第六号による申請書を提出してしなければならない。

（新設）

3　第二条から第三条の三までの規定は、法第六条の二第一項の規定による変更の登録について準用する。この場合において、第三条中「再登録の申請の場合における登録票」とあるのは、「登録票」と読み替えるものとする。

（新設）

（農薬の表示の方法等）
第十四条　法第十六条（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による表示は、農薬使用者が読みやすく、理解しやすい用語によるものであり、かつ、農薬の容器（容器に入れないで販売する場合にあっては、その包装。以下同じ。）に法第十六条の規定により表示すべき事項（以下「表示事項」という。）を印刷し、又は表示事項を印刷した票箋を貼り付けてしなければならない。ただし、容器に表示事項の全てを印刷し、又は表示事項の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、表示事項のうち同条第四号から第九号までに掲げる事項については、これを印刷した文書を農薬の容器に添付することにより当該表示をすることができる。
2　法第十六条第四号の登録に係る使用方法の表示は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載してしなければならない。
一～三　（略）
四　農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあっては、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間（次号において「生育期間」という。）において農薬を使用することができる総回数
五　含有する有効成分の種類ごとの総使用回数（生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいい、法第三条第九項に規定する登録票に当該総回数が使用時期又は使用の態様の区分ごとに記載されているときは、当該区分ごとの当該総回数とする。）
六・七　（略）

（販売者の届出様式）
第十五条　法第十七条第一項の規定による届出は、別記様式第十三号による届出書を提出してしなければならない。

（農薬の表示の方法等）
第七条　法第七条（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による表示は、農薬の容器（容器に入れないで販売する場合にあっては、その包装。以下同じ。）に法第七条の規定により表示すべき事項（以下「表示事項」という。）を印刷し、又は表示事項を印刷した票せんをはり付けてしなければならない。ただし、容器に表示事項のすべてを印刷し、又は表示事項のすべてを印刷した票せんをはり付けることが困難又は著しく不適当なときは、表示事項のうち法第七条第五号から第十号までに掲げる事項については、これを印刷した票せんを農薬の容器に結び付けることにより当該表示をすることができる。
2　法第七条第五号の登録に係る使用方法の表示は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載してしなければならない。
一～三　（略）
四　農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間（次号において「生育期間」という。）において農薬を使用することができる総回数
五　含有する有効成分の種類ごとの総使用回数（生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいい、法第二条第三項に規定する登録票に当該総回数が使用時期又は使用の態様の区分ごとに記載されているときは、当該区分ごとの当該総回数とする。）
六・七　（略）

（販売者の届出様式）
第八条　法第八条第一項又は第二項の規定による届出は、別記様式第七号による届出書を提出してしなければならない。